

日専連カード会員規約一部改訂のお知らせ

2026年4月1日をもって日専連カード会員規約を改訂

改訂前	改訂後
第1条（会員資格） <p>(1)会員とは、本規約を承認の上、株式会社日専連ジェミス（以下「当社」という。）に日専連JCBカード、日専連DCカード（Visa）、日専連DCゴールドカード（Visa）（以下あわせて「カード」という。）の会員として入会を申込み、当社が入会を認めた方をいいます。</p>	第1条（会員資格）～第8条（費用等の負担） (1)～(6) (略) <p>(1)会員とは、本規約を承認の上、株式会社日専連ジェミス（以下「当社」という。）に日専連カード（JCB）、日専連カード（Visa）、日専連ゴールドカード（Visa）（以下あわせて「カード」という。）の会員として入会を申込み、当社が入会を認めた方をいいます。</p>
第1条（会員資格）(2)～(6) (略)	第1条（会員資格）(2)～(6) (略)
(7) (新規に規定)	<p>(7)会員は、会員の要請により各種証明書の発行を受けたときは、当社所定の証明書発行手数料を支払うものとします。</p>
(8) ((7)から移動)	<p>(8)当社は、本規約に定める各種手数料、費用等の金額を変更する場合があります。当社は各種手数料、費用等を変更する場合には、事前に公表するか、又は会員に通知します。</p>
第9条（カードの盗難・紛失）～第22条（規約の変更） (略)	第9条（カードの盗難・紛失）～第22条（規約の変更） (略)

改訂前	改訂後
<p>ショッピングに関する規約</p> <p>第23条（カードのショッピング利用）</p> <p>(1)会員は第3条(1)に定めるカードで以下①から③の加盟店（以下これらの加盟店を総称して「加盟店」という。）でカードを提示し、又は非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、又は、署名と暗証番号の入力の両方を行うことによりショッピング利用を行うことができます。但し、売上票への署名に代えて、加盟店に設置されている端末機で所定の手続によりカードの利用ができる場合があります。なお、会員番号登録型継続契約等当社が特に認めた場合には、会員は当社が指定する方法に従い、カードの提示、売上票への署名等を省略することができます。また、オンライン取引については次項が適用されるものとします。</p> <p>①当社の加盟店及び全国の日専連加盟店並びに当社が提携した提携先の加盟店。</p> <p>②<u>日専連JCBカード</u>については、①及びJCBと加盟店契約をしているJCBの加盟店。</p> <p>③<u>日専連DCカード（Visa）・日専連DCゴールドカード（Visa）</u>については、①及び三菱UFJニコス並びに三菱UFJニコスと提携したクレジット会社が契約している加盟店、VISA International Service Association（以下「VISAインターナショナル」という。）加盟店のクレジット会社が契約しているVISAインターナショナルの加盟店。</p>	<p>ショッピングに関する規約</p> <p>第23条（カードのショッピング利用）</p> <p>(1)会員は第3条(1)に定めるカードで以下①から③の加盟店（以下これらの加盟店を総称して「加盟店」という。）でカードを提示し、又は非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、又は、署名と暗証番号の入力の両方を行うことによりショッピング利用を行うことができます。但し、売上票への署名に代えて、加盟店に設置されている端末機で所定の手続によりカードの利用ができる場合があります。なお、会員番号登録型継続契約等当社が特に認めた場合には、会員は当社が指定する方法に従い、カードの提示、売上票への署名等を省略することができます。また、オンライン取引については次項が適用されるものとします。</p> <p>①当社の加盟店及び全国の日専連加盟店並びに当社が提携した提携先の加盟店。</p> <p>②<u>日専連カード（JCB）</u>については、①及びJCBと加盟店契約をしているJCBの加盟店。</p> <p>③<u>日専連カード（Visa）・日専連ゴールドカード（Visa）</u>については、①及び三菱UFJニコス並びに三菱UFJニコスと提携したクレジット会社が契約している加盟店、VISA International Service Association（以下「VISAインターナショナル」という。）加盟店のクレジット会社が契約しているVISAインターナショナルの加盟店。</p>
第23条（カードのショッピング利用）(2)	(略)

改訂前								改訂後								
第 24 条（ショッピング利用代金の支払）								第 24 条（ショッピング利用代金の支払）								
(1) (略)				(1) (略)				(2)会員は、利用代金に分割手数料を加算した額を毎月末日に締切り翌月 20 日頃までに請求を受けたものに対し会員があらかじめ指定した方法により支払うものとします。(但し、加盟店又は期間によっては毎月の締切りが上記と異なる場合があります。)				(2)会員は、利用代金に分割手数料を加算した額を毎月末日に締切り翌月 20 日頃までに請求を受けたものに対し会員があらかじめ指定した方法により支払うものとします。(但し、加盟店又は期間によっては毎月の締切りが上記と異なる場合があります。)				
①会員が 1 回払、ボーナス一括払、ボーナス 2 回払、分割払、ボーナス併用分割払を指定した場合、支払回数、支払期間、実質年率は下記の通りとなります。								①会員が 1 回払、ボーナス一括払、ボーナス 2 回払、分割払、ボーナス併用分割払を指定した場合、支払回数、支払期間、実質年率は下記の通りとなります。								
<u>支払回数</u>		<u>1回</u>	<u>2回</u>	<u>3回</u>	<u>4回</u>	<u>5回</u>	<u>6回</u>	<u>7回</u>	<u>支払回数</u>		<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	
<u>支払期間（ヶ月）</u>		<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>7</u>	<u>支払期間（ヶ月）</u>		<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	
<u>実質年率（%）</u>		<u>0.0</u>	<u>0.0</u>	<u>14.0</u>	<u>14.0</u>	<u>14.0</u>	<u>14.0</u>	<u>14.0</u>	<u>利用代金 100 円当たりの分割払手数料の額（円）</u>		<u>-</u>	<u>-</u>	<u>2.51</u>	<u>3.14</u>	<u>4.23</u>	
<u>利用代金 100 円当たりの分割払手数料の額（円）</u>		<u>-</u>	<u>-</u>	<u>2.34</u>	<u>2.93</u>	<u>3.53</u>	<u>4.12</u>	<u>4.72</u>	<u>実質年率（%）</u>		<u>-</u>	<u>-</u>	<u>15.00</u>	<u>15.00</u>	<u>16.75</u>	
<u>8回</u>	<u>9回</u>	<u>10回</u>	<u>11回</u>	<u>12回</u>	<u>13回</u>	<u>14回</u>	<u>15回</u>	<u>16回</u>	<u>17回</u>	<u>6</u>	<u>10</u>	<u>12</u>	<u>15</u>	<u>18</u>	<u>20</u>	<u>24</u>
<u>8</u>	<u>9</u>	<u>10</u>	<u>11</u>	<u>12</u>	<u>13</u>	<u>14</u>	<u>15</u>	<u>16</u>	<u>17</u>	<u>6</u>	<u>10</u>	<u>12</u>	<u>15</u>	<u>18</u>	<u>20</u>	<u>24</u>
<u>14.0</u>	<u>14.0</u>	<u>14.0</u>	<u>14.0</u>	<u>14.0</u>	<u>14.0</u>	<u>14.0</u>	<u>14.0</u>	<u>14.0</u>	<u>14.0</u>	<u>5.02</u>	<u>8.31</u>	<u>9.87</u>	<u>12.24</u>	<u>14.76</u>	<u>16.40</u>	<u>19.70</u>
<u>5.32</u>	<u>5.92</u>	<u>6.53</u>	<u>7.14</u>	<u>7.74</u>	<u>8.36</u>	<u>8.97</u>	<u>9.59</u>	<u>10.20</u>	<u>10.82</u>	<u>17.00</u>	<u>17.75</u>	<u>17.75</u>	<u>17.75</u>	<u>17.90</u>	<u>17.90</u>	<u>17.90</u>
<u>18回</u>	<u>19回</u>	<u>20回</u>	<u>21回</u>	<u>22回</u>	<u>23回</u>	<u>24回</u>	<u>25回</u>	<u>26回</u>	<u>27回</u>	<u>30</u>	<u>36</u>	<u>42</u>	<u>48</u>	<u>54</u>	<u>60</u>	<u>ボーナス 2 回</u>
<u>18</u>	<u>19</u>	<u>20</u>	<u>21</u>	<u>22</u>	<u>23</u>	<u>24</u>	<u>25</u>	<u>26</u>	<u>27</u>	<u>30</u>	<u>36</u>	<u>42</u>	<u>48</u>	<u>54</u>	<u>60</u>	<u>-</u>
<u>14.0</u>	<u>14.0</u>	<u>14.0</u>	<u>14.0</u>	<u>14.0</u>	<u>14.0</u>	<u>14.0</u>	<u>14.0</u>	<u>14.0</u>	<u>14.0</u>	<u>24.77</u>	<u>29.97</u>	<u>35.29</u>	<u>40.75</u>	<u>46.33</u>	<u>52.03</u>	<u>5.02～9.87</u>
<u>11.45</u>	<u>12.07</u>	<u>12.70</u>	<u>13.33</u>	<u>13.96</u>	<u>14.59</u>	<u>15.23</u>	<u>15.87</u>	<u>16.51</u>	<u>17.15</u>	<u>17.90</u>	<u>17.90</u>	<u>17.90</u>	<u>17.90</u>	<u>17.90</u>	<u>17.90</u>	<u>17.00～17.75</u>

改訂前										改訂後											
<u>28回</u> <u>29回</u> <u>30回</u> <u>31回</u> <u>32回</u> <u>33回</u> <u>34回</u> <u>35回</u> <u>36回</u> <u>37回</u>																					
<u>28</u> <u>29</u> <u>30</u> <u>31</u> <u>32</u> <u>33</u> <u>34</u> <u>35</u> <u>36</u> <u>37</u>																					
<u>14.0</u>																					
<u>17.80</u> <u>18.45</u> <u>19.10</u> <u>19.75</u> <u>20.40</u> <u>21.06</u> <u>21.72</u> <u>22.38</u> <u>23.04</u> <u>23.70</u>																					
<u>38回</u> <u>39回</u> <u>40回</u> <u>41回</u> <u>42回</u> <u>43回</u> <u>44回</u> <u>45回</u> <u>46回</u> <u>47回</u>																					
<u>38</u> <u>39</u> <u>40</u> <u>41</u> <u>42</u> <u>43</u> <u>44</u> <u>45</u> <u>46</u> <u>47</u>																					
<u>14.0</u>																					
<u>24.37</u> <u>25.04</u> <u>25.71</u> <u>26.39</u> <u>27.06</u> <u>27.74</u> <u>28.42</u> <u>29.11</u> <u>29.79</u> <u>30.48</u>																					
<u>48回</u> <u>49回</u> <u>50回</u> <u>51回</u> <u>52回</u> <u>53回</u> <u>54回</u> <u>55回</u> <u>56回</u> <u>57回</u>																					
<u>48</u> <u>49</u> <u>50</u> <u>51</u> <u>52</u> <u>53</u> <u>54</u> <u>55</u> <u>56</u> <u>57</u>																					
<u>14.0</u>																					
<u>31.17</u> <u>31.86</u> <u>32.55</u> <u>33.25</u> <u>33.95</u> <u>34.65</u> <u>35.35</u> <u>36.05</u> <u>36.76</u> <u>37.47</u>																					
<u>58回</u> <u>59回</u> <u>60回</u> ボ1				(ボーナス併用分割払の実質年率は上記と異なる場合があります。)																	
<u>58</u> <u>59</u> <u>60</u> <u>1~7</u>																					
<u>14.0</u> <u>14.0</u> <u>14.0</u> <u>0.0</u>																					
<u>38.18</u> <u>38.89</u> <u>39.61</u> <u>二</u>																					
<u>ボーナス2回払</u>																					
<u>利用月</u>			<u>1月</u>		<u>2月</u>		<u>3月</u>		<u>4月</u>		<u>5月</u>										
<u>支払期間(ヶ月)</u>			<u>11</u>		<u>10</u>		<u>9</u>		<u>8</u>		<u>7</u>										
<u>実質年率(%)</u>			<u>14.0</u>		<u>14.0</u>		<u>14.0</u>		<u>14.0</u>		<u>14.0</u>										

改訂前							改訂後
<u>利用代金 100 円当たりの分</u>							
<u>割払手数料の額 (円)</u>							
<u>利用月</u>	<u>7月</u>	<u>8月</u>	<u>9月</u>	<u>10月</u>	<u>11月</u>	<u>12月</u>	
<u>支払期間 (ヶ月)</u>	<u>12</u>	<u>11</u>	<u>10</u>	<u>9</u>	<u>8</u>	<u>12</u>	
<u>実質年率 (%)</u>	<u>14.0</u>	<u>14.0</u>	<u>14.0</u>	<u>14.0</u>	<u>14.0</u>	<u>14.0</u>	
<u>利用代金 100 円当たりの分</u>							
<u>割払手数料の額 (円)</u>							
②分割払の場合、ショッピングの分割支払金合計は利用代金に上記の分割払手数料を加算した金額となります。但し、月々の分割支払金の単位は 10 円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。	②分割払の場合、ショッピングの分割支払金合計は利用代金に上記の分割払手数料を加算した金額となります。但し、月々の分割支払金の単位は 10 円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。						
<u>お支払い例：2025 年 10 月 1 日に 10 万円の商品を 10 回払いでの購入した場合（実質年率 14.00%）</u>	<u>お支払い例：2026 年 4 月 1 日に 10 万円の商品を 10 回払いでの購入した場合（実質年率 17.75%）</u>						
10,680 円（初回、2025 年 11 月 27 日）+10,650 円×9（2025 年 12 月 27 日～2026 年 8 月 27 日）=106,530 円（支払元金 100,000 円+手数料 6,530 円）	10,840 円（初回、2026 年 5 月 27 日）+10,830 円×9（2026 年 6 月 27 日～2027 年 2 月 27 日）=108,310 円（支払元金 100,000 円+手数料 8,310 円）						
③ボーナス一括払の支払月は 7 月または 12 月、ボーナス 2 回払の支払月は 7 月と 12 月又は、12 月と 7 月とします。なお、取扱期間は当社所定の期間に限らせていただき、ボーナス月に一括して支払うものとします。	③ボーナス一括払の支払月は 7 月または 12 月、ボーナス 2 回払の支払月は 7 月と 12 月又は、12 月と 7 月とします。なお、取扱期間は当社所定の期間に限らせていただき、ボーナス月に一括して支払うものとします。						
<u>お支払い例：2025 年 10 月 1 日に 10 万円の商品をボーナス 2 回払いでの購入した場合（実質年率 14.00%）</u>	<u>お支払い例：2026 年 4 月 1 日に 10 万円の商品をボーナス 2 回払いでの購入した場合（実質年率 17.00%）</u>						
52,960 円（初回、2025 年 12 月 27 日）+52,960 円（最終回、2026 年 7 月 27 日）=105,920 円（支払元金 100,000 円+手数料 5,920 円）	53,240 円（初回、2026 年 7 月 27 日）+53,240 円（最終回、2026 年 12 月 27 日）=106,480 円（支払元金 100,000 円+手数料 6,480 円）						
④ボーナス併用分割払のボーナス支払月は 7 月と 12 月とし、ボーナス加算分は	④ボーナス併用分割払のボーナス支払月は 7 月と 12 月とし、ボーナス加算分は						

改訂前	改訂後
<p>最初に到来したボーナス支払月よりお支払いいただきます。また、ボーナス加算総額は、1回あたりのカード利用代金の50%とし、ボーナス回数で均等分割し、月々の分割支払金に加算してお支払いいただきます。</p>	<p>最初に到来したボーナス支払月よりお支払いいただきます。また、ボーナス加算総額は、1回あたりのカード利用代金の50%とし、ボーナス回数で均等分割し、月々の分割支払金に加算してお支払いいただきます。</p>
<p><u>⑤ボーナス併用分割払の実質年率は上記とは異なる場合があります。</u></p>	<p><u>お支払い例：2025年10月1日に10万円の商品をボーナス併用20回払い</u></p>
<p><u>で購入した場合（実質年率14.00%）</u></p> <p><u>3,230円（初回、2025年11月27日）+19,810円（2回目、2025年12月27日）+3,130円×6（2026年1月27日～2026年6月27日）+19,790円（2026年7月27日）+3,130円×4（2026年8月27日～2026年11月27日）+19,790円（2026年12月27日）+3,130円×4（2027年1月27日～2027年6月27日）=112,700円（支払元金100,000円+手数料12,700円）</u></p>	<p><u>お支払い例：2026年4月1日に10万円の商品をボーナス併用20回払いで購入した場合（実質年率17.90%）</u></p> <p><u>3,320円（初回、2026年5月27日）+3,320円（2回目、2026年6月27日）+15,820円（3回目、2026年7月27日）+3,320円×4（2026年8月27日～2026年11月27日）+15,820円（2026年12月27日）+3,320円×6（2027年1月27日～2027年6月27日）+15,820円（2027年7月27日）+3,320円×4（2027年8月27日～2027年11月27日）+15,820円（2027年12月27日）=116,400円（支払元金100,000円+手数料16,400円）</u></p>

改訂前		改訂後	
リボルビング払の月々のご返済額（元利定額残高スライド方式）		リボルビング払の月々のご返済額（元利定額残高スライド方式）	
ご利用元金残高	弁済額	ご利用元金残高	弁済額
以降 20 万増す毎	10,000 円加算	以降 20 万増す毎	10,000 円加算
500,001 円～600,000 円	30,000 円	500,001 円～600,000 円	30,000 円
400,001 円～500,000 円	25,000 円	400,001 円～500,000 円	25,000 円
300,001 円～400,000 円	20,000 円	300,001 円～400,000 円	20,000 円
200,001 円～300,000 円	15,000 円	200,001 円～300,000 円	15,000 円
100,001 円～200,000 円	10,000 円	100,001 円～200,000 円	10,000 円
1 円～100,000 円	5,000 円	1 円～100,000 円	5,000 円
<u>お支払い例：2025 年 10 月 1 日に 21 万円の商品をリボルビング払いでの購入した場合（実質年率 14.00%）</u>		<u>お支払い例：2026 年 4 月 1 日に 21 万円の商品をリボルビング払での購入した場合（実質年率 18.00%）</u>	
<u>15,000 円（初回、2025 年 11 月 27 日）+10,000 円×12（2025 年 12 月 27 日～2026 年 11 月 27 日）+5,000 円×22（2026 年 12 月 27 日～2028 年 9 月 27 日）+2,651 円（最終回、2026 年 10 月 27 日）=247,651 円（支払元金 210,000 円+手数料 37,651 円）</u>		<u>15,000 円（初回、2026 年 5 月 27 日）+10,000 円×13（2026 年 6 月 27 日～2027 年 6 月 27 日）+5,000 円×23（2027 年 7 月 27 日～2029 年 5 月 27 日）+1,615 円（最終回、2029 年 6 月 27 日）=261,615 円（支払元金 210,000 円+手数料 51,615 円）</u>	
(4)～(8)	(略)	(4)～(8)	(略)
第 25 条（保険・継続的支払サービス）～第 37 条（収入証明書の提出）（略）		第 25 条（保険・継続的支払サービス）～第 37 条（収入証明書の提出）（略）	